

伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札事務処理要領

(平成 16 年 10 月 5 日付け 16 林振第 393 号通知)

最終改正 令和 8 年 7 月 22 日 8 森推第 410 号

(趣旨)

第 1 この要領は、県営林の管理経営のため必要な事業の推進及び伐倒木の有効活用を図るため、森林整備業務のうち伐倒木の買取りを伴う事業を受注希望型競争入札（以下「本競争入札」という。）で行う場合の事務処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 この要領において対象となる工事は、県営林で行う森林整備業務のうち伐倒木買取りを伴う事業（以下「対象工事」という。）とする。ただし、随意契約により契約を締結する対象工事は除くものとする。

(予定価格等)

- 第 3 発注機関の長は、事業費（伐木・造材・集材・地拵・植栽等）及び伐倒木評価額に対して予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を設定し、予定価格調書を作成する。
- 2 伐倒木評価額は、木材販売額から運材費、諸手数料を差し引いた山土場引取額とし、県営林産物調査処分要領（昭和 39 年 7 月 27 日付け 39 県林第 125 号）により算定するものとする。
- 3 前項により算定した伐倒木評価額は、公告時に公表するものとする。

(入札の公告)

第 4 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 122 条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 長野県公式ホームページ（長野県入札情報システムを含む。以下同じ。）への掲載
- (2) 発注機関での閲覧

2 発注機関の長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 入札に付する工事名・工事概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書（案）・入札心得に関する事項及び設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項
- (4) 質問の受付・回答に関する事項
- (5) 入札の日時・場所、入札の執行に関する事項
- (6) 入札書等（入札書、工事費内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）の無効に関する事項
- (7) 落札者の決定・入札参加資格要件の審査に関する事項
- (8) 入札保証金、支払条件、工期、工事費内訳書及び契約保証に関する事項
- (9) その他本競争入札の手續に関し必要な事項

3 第 1 項の公告は、公告例（様式 1－1 及び様式 1－2）により行うものとする。

4 公告の期間（公告日から入札日前日までをいう。以下同じ。）は、原則として事業費の予定価格が 5 千万

円未満の工事にあつては11日、5千万円以上の工事にあつては16日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

ただし、再度入札及びやむを得ない事情がある場合は、事業費の予定価格が5千万円未満の工事にあつては8日、5千万円以上の工事にあつては11日（休日を含む。）を限度として短縮することができる。

（入札参加資格要件）

第5 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定の日までの間、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（1）対象工事に共通する入札参加資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 長野県森林整備業務入札参加資格を有する者であること。
- オ 県発注の他の工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- カ 県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補の指示を受けていない者であること。
- キ 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ク 県発注の他の工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ケ 県発注の他の工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程（平成30年3月29日付け29建政技第342号。以下「低入札価格調査辞退規程」という。）により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- コ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- サ 滞納している県税等徴収金がないこと。

（2）工事ごとに定める入札参加資格要件

- ア 配置技術者に関する要件を満たしている者であること。
- イ 同種工事の実績に関する要件を満たしている者であること。
- ウ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。
- エ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- オ その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

（入札参加資格要件の決定）

第6 発注機関の長は、入札参加資格要件を定めようとするときは、伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る入札参加資格要件調書（様式2）により長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日

付け 54 監第 230 号) 第 4 の規定による建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(契約書(案)、入札心得及び設計図書等)

第 7 発注機関の長は、契約書(案) 及び入札心得を長野県公式ホームページに掲載するとともに、設計図書等については発注機関の長が入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 契約書(案)、入札心得及び設計図書等については、発注機関においても閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の掲載及び前項の閲覧は、入札日まで行うものとする。

(設計図書等に対する質問・回答)

第 8 設計図書等に対する質問は、質問書(様式 3) 又は同等の項目が含まれる書式により受け付けるものとし、入札公告の日から入札日前日までの間のうち、4 日間(休日を含まない。)以上の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は 17 時とするものとする。

ただし、再度入札及びやむを得ない事情がある場合は、2 日間(休日を含まない。)を限度として質問受付期間を短縮することができる。

2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を速やかに長野県公式ホームページに掲載するものとする。

(現場説明)

第 9 現場説明会は、行わないものとする。

(工事費内訳書の提出)

第 10 発注機関の長は、第 1 回の入札書提出時に併せ入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札回数)

第 11 入札回数は 2 回を限度とし、2 回目の入札(以下「再入札」という。)をした場合において、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ事業費に対する失格基準価格(以下「失格基準価格」という。)以上の入札がない場合は、2 回目の入札において無効(失格)となった者を除き、事業費見積額から伐倒木買取見積額を差し引いた額(以下「差引価格」という。)が最も低い入札者で入札参加資格要件を満たす者と政令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約ができるものとする。

2 前項の随意契約における見積書の徴取は 2 回を限度とする。

(入札経過書の作成)

第 12 発注機関の長は、入札経過書(様式 11)を作成するものとする。

2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る入札書を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

(入札の執行等)

第 13 入札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 発注機関の長は、入札の執行前に入札参加者が第 5 第 1 号のアからコに掲げる入札参加資格要件、第 5

第2号エ及びオの工事ごとに定める入札参加資格要件を有する者であることを確認するものとし、参加資格要件を満たしていない場合には、入札に参加できないものとする。

- 3 開札は、公開とし、入札終了時に入札会場にて行うものとする。ただし、開札会場への立ち入りは、発注機関の長が、公正な入札事務の執行を阻害するおそれがないとして特に認めた者に限るものとし、この場合にあっても、入札事務の執行を阻害したと認めた場合は、この者を開札会場から退場させることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 5 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。
- 6 発注機関の長は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日15監技第7号。以下「低入札調査試行要領」という。）第2第1項に該当する工事等については、第3の失格基準価格を設定する旨を宣言するものとする。
- 7 発注機関の長は、開札後、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の入札があった場合には、事業費の予定価格、失格基準価格、無効・無効（失格）となった者の名称及びその理由を読み上げ、落札を保留して疑義申立て書の受付期間及び方法を説明し、入札を終了するものとする。
- 8 発注機関の長は、同じ差引価格をもって入札した者が2人以上あり、さらに、事業費見積額も同額の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 9 発注機関の長は、入札の終了に際して、前項に定める内容及び失格の状況について公表するものとする。

（再入札）

- 第14 発注機関の長は、第13の開札の結果、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の入札がなく、事業費見積額が事業費の予定価格を超える入札がある場合は、設計書等の入札実施条件を再確認し、最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札後速やかに再入札の実施について決定するものとする。
- 2 発注機関の長は、前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者をその理由と共に読み上げ、再入札を実施することを宣言するものとする。
 - 3 1回目の入札書が無効（失格）となった者、又は再入札時に入札書を提出しない者は、再入札に参加できないものとする。
 - 4 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とするものとする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。
 - 5 第13に規定する開札の方法については、再入札について準用するものとする。
 - 6 発注機関の長は、第1項の確認の結果、再入札を実施しない場合は、長野県公式ホームページに第12の規定により作成した入札経過書を掲載し入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

- 第15 本競争入札における低入札価格調査基準価格の設定は低入札調査試行要領第5を準用し、失格基準価格を算定する。

（落札候補者決定のための入札参加資格要件審査等）

第16 発注機関の長は、第13第7項及び第14第5項の規定により落札を保留したときは、速やかに、すべての入札者について第5第1号のアからコに掲げる入札参加資格要件、第5第2号エ及びオの工事ごとに定める入札参加資格要件を満たしていることの審査及び入札書と工事費内訳書の照合を行うものとする。ただし、再入札においては、工事内訳書の照合は省略する。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められる者が提出した入札書は、無効とし、入札参加資格要件不適格通知書（様式4）により、該当する入札者に対してFAXにて通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果における適格者のうち、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の入札者のうち、差引価格が低い順に順位を決定し、最高順位の入札者を落札候補者とする。
- 4 発注機関の長は、前項において、同じ差引価格をもって入札した者が2人以上あるときは、事業費見積額の低い順に順位を決定し、事業費見積額も同額の場合は第13第8項により決定した順位とする。
- 5 第3項又は第4項による落札候補者の入札書が落札決定までの間に無効（失格）となった場合、失格基準価格以上の入札者のうち、当該落札候補者の次に順位の高い入札者（以下、「次順位入札者」という。）が落札候補者に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札候補者が落札決定までの間に無効（失格）となったときも同様とするものとする。

（予定価格の公表）

第17 発注機関の長は、事業費見積額が事業費の予定価格以内で有効な入札がある場合は、開札の翌日（休日の場合は、休日明け）までに長野県公式ホームページに事業費の予定価格及び開札後公表設計書を公表しなければならないものとする。

（予定価格に対する疑義申立て）

第18 事業費の予定価格に対する疑義申立ては、当該対象工事の入札に参加した者が行えるものとする。

- 2 疑義申立ては、疑義申立て書（様式5）又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はFAXで受け付けるものとし、入札日の翌日から2日間（休日を含まない。）の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は12時とするものとする。
- 3 発注機関の長は、入札手続等の取りやめ、又は入札手続等の継続について、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載するものとする。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、受付終了前に長野県公式ホームページに掲載できるものとする。

（工事費内訳書の審査）

第19 発注機関の長は、落札候補者から第10及び第14第4項ただし書の規定により提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。

（落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出）

第20 発注機関の長は、第19による工事費内訳書の審査の結果、内訳書が適正であると認めた落札候補者に対し、第18に定める疑義申立て受付終了後、入札手続を継続する場合は、速やかに落札候補者通知書（様式6）をFAXにより送信するとともに電話により連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

- 2 第1項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を含まない。）以内に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 落札候補者が以下に該当するときは、当該落札候補者のした入札は、無効（失格）とする。
 - (1) 前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類等を提出しないとき。
 - (2) 落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないとき。
 - (3) 第14第4項ただし書の規定による工事費内訳書を提出しないとき。

（落札者決定のための入札参加資格要件等の審査）

- 第21 発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合、又は落札候補者の入札価格では契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めた場合、又は工事費内訳書が適正であると認められなかった場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 2 入札参加資格要件及び第19のうち第14第4項ただし書の規定により提出のあった工事費内訳書の審査は、第20第2項の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。
 - 3 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（様式7）により取りまとめ、入札書、入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）

- 第22 発注機関の長は、第21による審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者に対し、速やかに落札決定通知書（様式8）をFAXにより送信するとともに、電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- 2 発注機関の長は、第21による審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書（様式4）により通知するものとする。
 - 3 前項の通知は、電子メール又はFAXで行うものとする。
 - 4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

- 第23 第16第2項により無効となった者又は第22第2項による入札参加資格要件不適格通知書を受領した者で、入札参加資格要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、第16第2項又は第22第2項による通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
- 2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立て書（様式9）を持参又は郵送することにより行うものとする。
 - 3 発注機関の長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申立て書を受領した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、回答書（様式10）により回答するとともに、速やかに苦情申立て書及び回答書の写しを林務部長に送付するものとする。
 - 4 当該苦情の申立てに関する手続は、本要領に定めるもののほか、「入札及び契約に係る苦情申立手続要領」

(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 150 号) の定めによるものとする。

(入札書の無効)

第24 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (2) 商号又は名称・押印のいずれかがない入札書
- (3) 発注者の記載がないか誤っている入札書
- (4) 金額の記入がない入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (7) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが記載されていない入札書
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (9) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (10) 入札公告に示す、参加資格業種、営業所の所在地に関する要件を満たさない者が入札した入札書
- (11) 伐倒木買取見積額が伐倒木評価額を下回って入札した入札書
- (12) 第 5 第 1 号のアからコに掲げる要件を満たしていない者が入札した入札書
- (13) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書

2 前項に該当する入札書については、入札経過書に「無効」と記載するものとする。

(入札書の無効(失格))

第 25 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効(失格)とする。ただし、第 21 により審査等を行うものにあっては、結果が判明するまで及び、第 15 に規定する失格基準価格が判明するまでは有効とするものとし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(ただし、工事費内訳書の積算価格について、1 万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は除く。)
- (4) 内容が未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他一抜け対象の工事の入札書
- (6) 第15に規定する失格基準価格を下回る事業費見積額を記載した入札書
- (7) 第20第4項に規定する該当する落札候補者が入札した入札書
- (8) 入札公告に示す専門技術者の名簿等及び当該技術者との雇用関係を証する書類、同種工事及び県工事の契約書、納税証明書(未納の県税等徴収金がない証明書)又はその他の要件に関する入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
- (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (11) 失格基準価格が判明した後に、第 5 各号に掲げる要件を満たさなくなった者の入札書

- (12) 同時に複数を発注した場合において、他の森林整備業務等に配置されていない専門技術者数と同数の落札候補者となった時点で、落札候補者が入札した落札決定順位が下位の工事の入札書
- (13) 上記(1)から(12)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(入札の延期、取りやめ等)

第27 発注機関の長は、設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。

なお、延期を行う場合、入札公告、質問回答及び入札予定表示（修正内容履歴）において変更期日等について示すものとする。

- 2 発注機関の長は、疑義申立てにより積算の誤りが確認された場合、原則として以降の入札契約手続等を取りやめるものとする。
- 3 発注機関の長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。
- 4 発注機関の長は、第2項の規定による入札契約手続等の取りやめのほか、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。

(入札結果等の公表)

第28 発注機関の長は、対象工事の事業費の予定価格を、開札した日の翌日（休日の場合は、休日明け。）までに、対象工事の入札者名、入札金額、失格基準価格（消費税抜き）を、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(その他)

第29 対象工事の入札関連書類は、長野県公式ホームページに掲載するものとする。

附 則

本要領は、平成16年10月5日から施行する。

附 則

本要領は、平成17年8月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成19年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成19年10月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 21 年 5 月 25 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。ただし、第 5 第 11 号については平成 22 年 7 月 1 日から入札公告を行う業務から適用するものとし、それ以前に入札公告を行う業務は従前の規定による。

附 則

本要領は、平成 23 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 25 年 9 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 26 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 26 年 8 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 27 年 5 月 15 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 28 年 9 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 29 年 10 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 30 年 2 月 26 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 30 年 5 月 22 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和元年 8 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和 3 年 5 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和４年７月１日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和６年４月１日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則

本要領は、令和８年８月１日以降に入札公告を行う業務から適用する。